

区長報告第十二号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和元年八月七日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和元年九月十二日

港区長 武井雅昭

記

平成三十一年三月十二日議決を得た工事請負契約（港区立赤坂中学校等整備工事）の契約金額「九十一億六千九百二十万円」を「九十二億二千二百四十一万八千円」に変更する。